

81. 義歯床用アクリル系レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200602028	義歯床用アクリル系レジン	70485000	義歯床用アクリル系レジン	メタクリル酸エステル単量体及び重合体等を主成分とし、各種の重合法によって義歯床を製作するために用いる材料をいう。

82. 歯科用アルギン酸塩印象材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
201002029	歯科用アルギン酸塩印象材	35863000	歯科用アルギン酸塩印象材	ゲル形成主成分としてアルギン酸塩を含有する印象材をいう。製造業者の指示通りに水と混合すると反応して印象採得に適した材料になる。

83. 歯科用ゴム質弾性印象材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
201002045	歯科用ゴム質弾性印象材	35864000	歯科用ポリエーテル印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリエーテルを主材とする弾性材料をいう。
201002045	歯科用ゴム質弾性印象材	35865000	歯科用ポリサルファイド印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリサルファイトを主材とする弾性材料をいう。
201002045	歯科用ゴム質弾性印象材	35866000	歯科用シリコーン印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリシロキサンを主材とする弾性材料をいう。

84. 陶歯基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200402000	陶歯	38644000	陶歯	可撤式又は固定式の義歯に植立するセラミックス(陶材)製の既製人工歯をいう。一般には、各種の寸法、形態及び色調別に、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供される。

85. 歯科用寒天印象材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
201002061	歯科用寒天印象材	35862000	歯科用寒天印象材	ゲル形成成分として可逆性寒天ハイドロコロイドを含有する印象材をいう。

86. 歯科用ポリカルボキシレートセメント適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802062	歯科用ポリカルボキシレートセメント	16705000	歯科用ポリカルボキシレートセメント	酸化亜鉛と、ポリアクリル酸又は類似のポリカルボン酸化合物の水溶液との反応、又は酸化亜鉛・ポリカルボン酸粉末と水との混合による反応に基づくセメントをいう。修復物を口腔内硬組織又は他の装置に密着させるための合着材として、又は修復材の裏層、暫間修復材として用いる。医薬品を含むものを除く。

87. 歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802121	歯科用グラスポリアルケノエートセメント第1種	70499000	歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント	補綴物の合着用セメントをいう。アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくものである。医薬品を含むものを除く。

88. 歯科用けいりん酸セメント基準適用品目 88. 歯科用けいりん酸セメント基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802046	歯科用けいりん酸セメント	16708000	歯科用けいりん酸セメント	酸溶解性アルミノシリケートガラス及び金属酸化物(主に酸化亜鉛)の粉末と、リン酸水溶液(金属イオンを含むことがある)との反応に基づく材料をいう。暫間修復材料として、又は歯科修復物を口腔内硬組織に密着させるための合着材として用いる。

89. 歯科用けい酸塩セメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804082	歯科用けい酸塩セメント	34784000	歯科用けい酸塩セメント	アルミノシリケートガラス粉末とリン酸水溶液(金属イオンを含むこともある)との反応に基づく材料をいう。前歯の審美修復に用いる。

90. 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804066	歯科用ガラスポリアルケノエートセメント第2種	70506000	歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント	アルミノシリケートガラス粉末又はガラスと金属を溶融させた粉末と、アルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。金属粉末を含むことがある。支台築造に用いる。医薬品を含むものを除く。

91. 歯科用りん酸亜鉛セメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802020	歯科用りん酸亜鉛セメント	16710000	歯科用りん酸亜鉛セメント	酸化物粉末(主材は酸化亜鉛)とリン酸水溶液(金属イオンを含むことがある)との反応に基づく材料をいう。歯科修復物を口腔内硬組織又は他の装置に密着させるための合着材、修復物の裏層及び暫間修復材として用いる。医薬品を含むものを除く。

92. 歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804066	歯科用ガラスポリアルケノエートセメント第2種	70505000	歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント	アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。歯牙の充填修復に用いる。医薬品を含むものを除く。

93. 歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804066	歯科用ガラスポリアルケノエートセメント第2種	70507000	歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント	アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。裏層又は裏装に用いる。医薬品を含むものを除く。

94. 歯科鑄造用14カラット金合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200204060	歯科鑄造用14カラット金合金	70430000	歯科鑄造用14カラット金合金	金58.33%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

95. 歯科用金ろう基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200204161	歯科用金ろう	70434000	歯科用金ろう	金30%以上で、金及び白金族の合計が35%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

96. 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200206048	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	70436000	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	金12%以上、パラジウム25%以上、銀40%以上を含有し、線状、板状、バー状及びキャップ状の形態をもつ非鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

97. 歯科鑄造用金銀パラジウム合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200206022	歯科鑄造用金銀パラジウム合金	70435000	歯科鑄造用金銀パラジウム合金	金12%以上、パラジウム20%以上、銀40%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

98. 歯科用金銀パラジウム合金ろう基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200206992	その他の歯科用金銀パラジウム合金	70437000	歯科用金銀パラジウム合金ろう	金15%以上で、金及びパラジウム合計が30%以上、銀30%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

99. 歯科鑄造用銀合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200208026	歯科鑄造用銀合金第1種	70438000	歯科鑄造用銀合金第1種	銀60%以上、インジウム 5%未満を含有し、金及び白金族元素を含有しない鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。
200208042	歯科鑄造用銀合金第2種	70439000	歯科鑄造用銀合金第2種	銀60%以上、インジウム 5%以上、白金族元素10%以下を含有し、金を含有しない鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

100. 歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200208084	歯科鑄造用14カラット金合金用プラスメタル	70441000	歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル	歯科鑄造用14カラット金合金を作製するために金地金に添加する合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

101. 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200204103	歯科陶材焼付用貴金属合金	70431000	歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	金又は白金族元素を35%以上、又は金、白金族元素の合計が35%以上を含有する鑄造用合金をいう。歯科メタルセラミック修復物の作製に用いる。

102. 歯科鑄造用金合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200204028	歯科鑄造用金合金	70428000	歯科鑄造用金合金	金65%以上で、金及び白金族の合計75%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

103. 歯科鑄造用低カラット金合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200204044	歯科鑄造用低カラット金合金	70429000	歯科鑄造用低カラット金合金	金及び白金族の合計が25%以上、75%未満を含有する鑄造用合金をいう。ただし、鑄造用金銀パラジウム合金及び鑄造用14カラット金合金を除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

104. 歯科用銀ろう基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200208068	歯科用銀ろう	70440000	歯科用銀ろう	銀35%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

105. 歯科アマルガム用合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200216025	歯科銀アマルガム用合金	34836000	歯科アマルガム用合金	銀、スズ及び銅を主成分とする微粒子状の合金をいう。水銀と混和して歯科用アマルガムを生成する。この合金は粉末又は錠剤のいずれかの形状であるか、又は製造業者が予め計量した合金と水銀を封入したカプセルである。

106. 歯科用水銀基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200216041	歯科用水銀	35767000	歯科用水銀	う蝕又は破折歯の修復に用いる歯科用アマルガムの成分として使用する高純度の水銀をいう。

107. 歯科鑄造用コバルト・クロム合金基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200212027	歯科鑄造用コバルト・クロム合金	70449000	歯科鑄造用コバルト・クロム合金	コバルト40%以上、クロム20%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

108. 歯科用コバルト・クロム合金線基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200212069	歯科用コバルト・クロム合金線	70450000	歯科用コバルト・クロム合金線	鉤用及び矯正用ではコバルト25%以上、クロム15%以上、バー用ではコバルト20%以上、クロム15%以上を含有する非鑄造用合金で線状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

109. 歯科用ニッケル・クロム合金板基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200210081	歯科用ニッケル・クロム合金板	70446000	歯科用ニッケル・クロム合金板	ニッケル80%以上、クロム5%以上、銅 7%以下を含有する非鑄造用合金で板状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

110. 歯科用ニッケル・クロム合金線基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200210065	歯科用ニッケル・クロム合金線	70445000	歯科用ニッケル・クロム合金線	ニッケル70%以上、クロム7%以上、銅 7%以下を含有する非鑄造用合金で線状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。

111. 歯科用ステンレス鋼線基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200214021	歯科用ステンレス鋼線	70453000	歯科用ステンレス鋼線	歯科用鉤、合釘及び矯正に用いるステンレス鋼線をいう。

112. 歯科メタルセラミック修復用金属材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200299004	その他の歯科用金属	70457000	歯科メタルセラミック修復用金属材料	歯科メタルセラミック修復に用いる金属材料で、歯科メタルセラミック修復用貴金属材料以外のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。



113. 家庭用電気磁気治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280602022	家庭用電気磁気治療器	新規e023	家庭用電気磁気治療器	交流電気によって磁場をつくり、磁力により患部を治療する機器をいう。

114. 家庭用電位治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280402046	家庭用電位治療器	新規e013	家庭用電位治療器	人体を交流または直流電界に置くか、絶縁状態に置いて電位を与えて治療する家庭用の機器をいう。

115. 家庭用低周波治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280402020	家庭用低周波治療器	新規e013	家庭用低周波治療器	皮膚の表面より微弱な低周波電流を流して患部を治療する家庭用の機器をいう。

116. 家庭用超短波治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280402062	家庭用超短波治療器	新規e014	家庭用超短波治療器	13MHzから2,450MHzの高周波バンドの電磁エネルギーを身体の特定位に照射し、身体組織に深部加熱を与えて治療することを目的とした家庭用の機器をいう。

117. 家庭用赤外線治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280404024	家庭用赤外線治療器	新規e018	家庭用赤外線治療器基準	赤外線を利用して患部を治療する家庭用治療器をいう。

118. 家庭用治療浴装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280206026	家庭用超音波気泡浴装置	新規e007	家庭用超音波気泡浴装置	電気発振によらず、加圧水に空気を混合して噴射させ、気泡群及び気泡から超音波を発生させる装置をいう。
280206042	家庭用気泡浴装置	新規e008	家庭用気泡浴装置	多孔性の噴気孔を有する盤又はその他の機構により、空気を送り気泡群を水中に噴出させる装置をいう。
280206068	家庭用渦流浴装置	新規e009	家庭用渦流浴装置	浴槽に水流を噴出させ、水を回転させて渦流状にする装置をいう。

119. 家庭用紫外線治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280404040	家庭用紫外線治療器	新規e019	家庭用紫外線治療器	紫外線を使用して患部を治療する家庭用治療器をいう。

120. 家庭用指圧代用器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280204022	家庭用温熱式指圧代用器	新規e003	家庭用温熱式指圧代用器	電熱等で加熱できる丸い突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。
280204048	家庭用ローラー式指圧代用器	新規e004	家庭用ローラー式指圧代用器	ローラー式突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。
280204992	その他の家庭用指圧代用器	新規e005	家庭用エア式指圧代用器	家庭用にのみ専用設計された空気圧で動く指圧代用器をいう。例えば、丸い突起部が空気圧で動き圧迫することにより指圧を代用することができる。突起部は大きさや形の異なるものに交換可能である。

121. 家庭用永久磁石磁気治療器基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280602048	家庭用永久磁石磁気治療器	新規e024	家庭用永久磁石磁気治療器	永久磁石の磁力により患部を治療する機器をいう。

122. 家庭用マッサージ器基準適用品目の一般的名称及びその定義

	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
280202998	その他の家庭用マッサージ器	新規e001	家庭用電気マッサージ器	使用時に、筒先端面と針先が肌面に面一状態に接触して振動する機器をいう。保護筒内に複数本の針を備える。
280204022	家庭用温熱式指圧代用器	新規e003	家庭用エアマッサージ器	電熱等で加熱できる丸い突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。
280204048	家庭用ローラー式指圧代用器	新規e004	家庭用吸引マッサージ器	ローラー式突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。
280204992	その他の家庭用指圧代用器	新規e005	針付きバイブレータ	家庭用にのみ専用設計された空気圧で動く指圧代用器をいう。例えば、丸い突起部が空気圧で動き圧迫することにより指圧を代用することができる。突起部は大きさや形の異なるものに交換可能である。